

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成18年3月27日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成18年3月27日(月) 午前10時 開会
午前10時48分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 藤浦雅彦	委員 森西 正
委員 安藤 薫	委員 上村高義	委員 嶋野浩一郎
議長 三好義治	副議長 本保加津枝	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局次長代理 上 清隆
同局主幹 日垣智之	同局書記 中井真穂	同局書記 湯原正治

1. 案件

- ・議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査
- ・上程の決まった意見書の議事日程、扱いについて

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

小野助役。

○小野助役 おはようございます。

年度末になりまして、皆様方には何かとご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

今定例会で平成18年度当初予算案ほか37議案をご審議いただいておりますが、今回、追加議案として条例案件4件を上程させていただきたいと考えております。

いずれも当初発送には間に合いませんでした。追加議案として提案いたしますのでございます。

案件の概要につきましては、総務部長からご説明申し上げます。

それぞれ、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、上村委員を指名いたします。

それでは、追加議案について概略説明をお願いいたします。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、今回の追加議案について、説明させていただきます。

まず、議案第38号、摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、議会も情報公開の実施機関であるため、去る2月20日の議会運営委員協議会におきまして改正案をお諮りしたものでございます。

その改正内容でございますが、本条例は昨年第4回定例会においてご可決いただきました摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例との整合性を図るとと

もに、所要の整備を行うものでございます。

まず、条例を第1章総則以下4章に区分し、目次をつけまして、全体の構成をわかりやすくいたしました。

次に、個人情報保護条例と対応する条文について、文言の整合性を図りました。

また、第31条で情報公開審査会委員に対する罰則規定を追加いたしましたのは、個人情報保護条例における個人情報保護審査会委員に対する罰則規定に合わせたものでございます。

このほか、条文と文言の整備を図っております。

なお、施行期日は、摂津市個人情報保護条例の改正時期に合わせ、平成18年4月1日からとしております。

続きまして、議案第39号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これは、調整手当を廃止し、地域手当を新設するとともに、勤勉手当の支給割合及び通勤手当の支給対象者を改正するためでございます。

まず、地域手当でございますが、従来の調整手当から地域手当に改め、給料、扶養手当、管理職手当の合計額の100分の6としております。

次に、勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の72.5に改定いたします。

次に、通勤手当の支給対象のうち、徒歩通勤者で通勤距離が片道2キロメートル以上の者の通勤手当、現行1,000円を支給しないこととしております。

また、調整手当から地域手当に改正されることに伴い、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、ほか4条例におい

て字句整理をしております。

また、平成14年7月1日から平成18年3月31日までの特例として、管理職員の給料月額3%減額、管理職以外の職員の給料月額2%減額を規定しておりました一般職の職員の給与の特例に関する条例を廃止いたします。

この条例の施行日は、平成18年4月1日からいたします。

なお、これら変更につきましては3月23日に組合との協議が整いましたので、今回、追加提案させていただくものでございます。

また、当初予算は、地域手当10%で計上しておりますので、予算減額が伴ってまいります。これにつきましては6月議会で調整し、補正する予定でございます。

続きまして、議案第40号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてですが、調整手当の廃止と地域手当の新設及び期末手当の支給割合を改正するものであります。

特別職の職員の給与に関する条例では、調整手当を地域手当に改め、6月の期末手当の支給割合を100分の210から212.5に、また12月は100分の235を232.5に改定いたします。

教育長の給与及び旅費に関する条例では、調整手当を地域手当に改めております。

また、摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例では、特別職と同様に6月の期末手当の支給率100分の210を100分の212.5に、12月の100分の235を100分の232.5に改定しております。

施行期日は、平成18年4月1日からとしております。

続きまして、議案第41号、摂津市国

民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ですが、国民健康保険法施行令の改正に伴うものでございます。

平成16年度の税制改正で公的年金等控除制度の見直しが行われたことにより、平成18年度と平成19年度の国民健康保険料の激変緩和措置が講じられました。

平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で平成17年度の個人住民税の算定に当たり、公的年金等控除、または老年者控除の適用があった者につきましては、激変緩和措置として国民健康保険料の所得割額の算定基礎から18年度では13万円、19年度では7万円を控除することとしております。

施行期日は、平成18年4月1日からとしております。

過日には、介護保険条例の改正議案第37号でも同様に激変緩和措置として保険料率の特例措置を講じております。この施行令の公布は、3月1日でございますので、3月8日の本会議に間に合い、提出させていただきましたが、国民健康保険法施行令の改正の公布は3月10日となっており、今回の追加議案となった次第でございます。

今回、国からの施行令の公布も相当遅れており、このような追加議案となりました。

以上、追加議案の概要について説明させていただきます。

○柴田委員長 総務部長の方からの説明が終わりました。

この際、質問がありましたらお受けしたいと思っております。どなたかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは、退席をしていただいて結構でございます。

暫時休憩をいたします。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○柴田委員長 再開します。

それでは、議案第1号所管分及び議案第9号所管分について、審査を行います。

補足説明を求めます。

上事務局次長代理。

○上事務局次長代理 それでは、議案第1号、平成18年度摂津市一般会計予算のうち、67ページから69ページに記載の議会費にかかわります部分につきまして、補足説明を申し上げます。

議会費予算につきましては、委員報酬をはじめ、議会を運営するために要する経常的な経費が中心でございます。

その主なものといたしましては、議長公務にかかわる議長会関係出席のための旅費、負担金、本会議、委員会の記録作成のための諸経費、議会の活動報告に要する経費、議員調査活動費用の助成、そのほか議会事務に要する経費を計上しているところでございます。

続きまして、議案第9号、平成17年度摂津市一般会計補正予算のうち、23ページに記載の議会費にかかわります部分について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、いずれも年度末を見通した結果を精査いたしまして、その上に立って執行差金を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わり、質疑に入ります。どなたか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決し

ます。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○柴田委員長 再開いたします。

それでは、追加案件並びに上程の決まった意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。事務局から説明をお願いします。

野杵事務局次長。

○野杵事務局次長 それでは、追加案件、意見書の上程に係りまして3月30日の議事日程について説明いたします。

この日につきましては、先日の委員会にて日程1として一般質問としておりましたが、それを削除いたしまして、日程1といたしまして、議案第1号など32件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。

この日程1の32件を採決グループごとに並べかえまして、備考欄に採決の方法を記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、一括、起立採決でございますが、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第21号、議案第22号、議案第32号から議

案第34号及び議案第37号が一括、起立採決でございます。

次に、一括、簡易採決でございますが、議案第2号、議案第5号、議案第7号、議案第10号から議案第12号、議案第14号、議案第23号から議案第31号、議案第35号及び議案第36号は一括、簡易採決でございます。

そして、請願第1号につきましては、請願項目の1点目は、みなし不採択となります。

2点目、及び3点目について、起立採決となります。

次に、日程2からが本日提出されました追加議案の4件でございます。日程2が議案第38号、情報公開条例の改正でございます。即決でございます。

日程3が議案第39号、一般職員及び水道企業職員の給与等の条例改正と、議案第40号の特別職の職員の給与条例等の改正で、一括上程のうえ、即決でございます。

日程4が議案第41号、国保条例の改正でございます。即決でございます。

そして、日程5が本日上程の決まりました議会議案第1号でございます。備考欄には簡易採決と記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につきましては、3月30日の本会議開会までに議場配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 異議ないようですので、そのように決定をいたします。

これをもって本委員会を閉会します。

(午前10時48分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁 勝

議会運営委員 上村 高 義